

令和6年度
第6回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和6年9月27日（金）

と ころ：一宮市役所木曾川庁舎3階

第3研修室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第6回総会 議事録

令和6年9月27日（金）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2

第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

日程第3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 農用地利用集積計画決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 許可取消し（4条）報告について

報告第4号 現況証明報告について

報告第5号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

<出席委員>

（農業委員：14名）

1番 酒井 敏夫

2番 岩田 良彦

3番 奥 智子

4番 熊澤 宣明

5番 （欠席）

6番 林 泰江

7番 （欠席）

8番 佐野 正実

9番 岩田 健司

10番 酒井 正明

11番 小島 かな子

12番 内藤 秀基

13番 青山 真由美

14番 （欠席）

15番 （欠席）

16番 星野 幸代

17番 成瀬 宏満

18番 （欠席）

19番 江寄 正雄

（農地利用最適化推進委員：17名）

1番 木村 光男

2番 伊藤 末雄

3番 伊藤 則夫
5番 重松 健三
7番 木全 博
9番 安田 正雄
11番 青山 豊
13番 梶田 政弘
15番 市川 隆久
17番 川井 達朗

4番 後藤 一敏
6番 柴山 守男
8番 浅井 孝義
10番 立山 克生
12番 後藤 充治
14番 森 義光
16番 大宮 憲治

<欠席委員>

(農業委員：5名)

5番 坂井 利弘
14番 佐々 均
18番 杉本 ひろ子

7番 近藤 篤誼
15番 浅野 富士男

(農地利用最適化推進委員：0名)

<事務局>

事務局長 長谷川 明

課長補佐 加藤 勝明

<農業振興課>

課長 浅井 覚
課長補佐 長澤 洋司
主査 渡辺 志保
主任 熊澤 徳久

専任課長 木全 康夫
課長補佐 松尾 佳代
主任 平野 智美

<愛知県農地中間管理機構>

農地集積推進部長 篠辺 真吾

農地第三課長 佐合 克好

開 会 (午後2時00分)

【長谷川事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和6年度第6回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしく願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【長谷川事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後2時05分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第6回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中14名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。1番 酒井敏夫委員さん、2番 岩田良彦委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題とします。

本日、市農業振興課の担当職員が同席しておりますので、説明をお願いいたします。

【浅井農業振興課長】

農業振興課長の浅井でございます。当課からは、第1号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」をお願いしております。

本日は、貴重なお時間をいただきご意見を頂戴しますこと、心より感謝申し上げます。さて、第1号議案のタイトルにあります 農業振興地域整備計画でございますが、この計画書は、昭和49年度、1974年度に策定されて以来、6度の

見直しがなされ、現在の整備計画書は、2018年度、平成30年度に見直しされたものでございます。

整備計画書の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律において「おおむね5年ごとに基礎調査を実施し、その結果又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と規定されておりまして、一宮市は、昨年度に基礎調査を実施して、計画書の変更作業を進めてきたところでございます。この度、整備計画書の変更案がまとまりましたので、第1号議案として皆様のご意見をお尋ねするものでございます。変更案の詳細につきましては、実務担当者からご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

【渡辺主査】

農業振興課の渡辺と申します。「第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」の説明をさせていただきます。以後は、着座にて失礼いたします。まず、先日送付しました資料をご用意ください。説明で使用する資料ですが、一つ目は、「農業振興地域整備計画変更理由書」です。A4の両面刷りで4ページまであるものです。二つ目は、「一宮市農業振興地域整備計画新旧対照表」です。A3の横長の冊子です。以上、2点です。

はじめに、農業振興地域整備計画を見直しするにあたり、当市の関係課及び愛知県の関係部署等と十分な調整を行い作成しました。また、各土地改良区、愛知西農協からのご意見をお聞きして、各土地改良区からは「異議なし」、愛知西農協からは「やむを得ない」とのご意見をいただいております。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。「農業振興地域整備計画変更理由書」をご覧ください。この変更理由書は、基礎調査を行った結果、整備計画の見直しが必要になった理由と農用地利用計画変更の基本方針について記載しています。1ページの「1 農業振興地域整備計画変更の理由」の中の(2)をご覧ください。「令和5年3月に第7次一宮市総合計画後期基本計画が策定」され、「令和6年3月に一宮市都市計画マスタープランが部分改定されたこと」により、本市の農業振興を図る上で適正な土地利用及び農業生産の目標等を総合的に見直す必要が生じたことが、今回の主な変更理由となっています。

次に、同じく1ページの「2 農用地利用計画変更の基本方針」をご覧ください。「(2) 農用地区域からの除外」についてですが、「ア 集落に介在する農用地」のうち、前回の見直しと同様、2ページに記載があります(ア)～(エ)の要件をすべて満たす土地について、行政案件として除外を行います。具体的には、3ページ・4ページの別紙に記載があります、対函番号1番から25番の農地です。次の資料に移ります。

「一宮市農業振興地域整備計画新旧対照表」をご覧ください。一宮市農業振興地域整備計画書を新旧対照表の形式にしたものです。右側が現在の整備計画、左側が今回の整備計画変更案です。主な変更点について説明します。

まず、全体的に字句の修正や記述の追加及び数値の更新等を行いました。次に、1ページの「第1 農用地利用計画」、「(1) 土地利用の方向」、「ア 土地利用の構想」とあるところをご覧ください。中段あたりの「一宮市都市計画」で始まる場所、行数でいうと13行目ですが、一度読み上げます。「一宮市都市計画による基本方針…土地利用も見込まれている。また、」特にこの後ですけれども、「また、スマートインターチェンジ優先検討箇所と…土地利用計画が進められている。」と記載し、改定された都市計画マスタープランとの整合性を図りました。次に6ページをご覧ください。「イ 用途区分の構想」、「(ア) 萩原・大和地区」とあるところですが、中段より少し下の「c 大和 (A-3)」についてです。「c 大和 (A-3)」の記述ですが、1行空けて「なお、」と始まる場所を読み上げます。「なお、名神高速道路南側の区域は、…除外の要件を満たす場合について行う。」と記載しました。この地区については、土地利用が見込まれているため、除外の方針を変更しました。同じく、7ページの「(ウ) 丹陽東部・千秋・西成地区」の「a 丹陽東部・千秋東部 (C-1)」の記述についてですが、後半の「なお、」以降を読み上げます。「なお、丹陽町三ツ井・重吉地区…農用地区域からの除外を検討する。」と記載し、都市計画マスタープランとの整合性を図るとともに除外の方針を変更しました。

まとめますと、1ページのスマートインターチェンジ優先検討箇所に関する表記、6ページの大和 (A-3) 地区の除外の方針変更、7ページの丹陽東部・千秋東部 (C-1) 地区の除外の方針変更の3点が主な変更点となっています。

以上で担当からの農業振興地域整備計画の変更についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

【熊澤議長】

ただいま、市農業振興課より説明がありました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、第1号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」は、異議なしとさせていただきます。

それでは、農業振興課職員には退席していただきます。

<市農業振興課職員 退席>

【熊澤議長】

続きまして、日程第3「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【加藤課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転4件、賃借権設定1件です。詳細は、2ページをご覧ください。

31番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。32番につきましては、家族間の贈与のため所有権を移転されるものです。33番、34番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。35番につきましては、経営拡大のため賃借権を設定されるものです。

以上、農地法第3条許可5件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【加藤課長補佐】

提出議案の3ページをご覧ください。

議案第2号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用1件です。詳細は、4ページをご覧ください。

6番につきましては、自己用住宅を建築するものです。都市計画法上の許可につきましては、建築指導課と調整済みです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。

以上、農地法第4条許可1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【加藤課長補佐】

提出議案の5ページをご覧ください。

議案第3号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転9件、賃借権設定2件、使用貸借権設定6件です。詳細は、6ページから9ページとなります。

6ページの111番から8ページの121番につきましては分家住宅、122番につきましては障害福祉サービス事業所、123番につきましては流通業務施設を建築するものです。以上、13件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。124番、125番につきましては、駐車場、9ページの126番につきましては駐車場兼資材置場として利用されるものです。127番につきましては、資材置場として一時的に利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。122番、123番、125番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第5条許可17件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【加藤課長補佐】

提出議案の10ページをご覧ください。

議案第4号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積計画決定についてです。詳細は、11ページから13ページとなります。

12ページの1番から10番につきましては、愛知県農地中間管理機構を通じて、使用貸借権を設定されるものです。13ページの11番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介さず、貸し手と借り手の間で貸借権の設定を行うものです。

以上、農用地利用集積計画11件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたしますが、本案は、酒井正明委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会総会会議規則第15条の規定により、議事に参加できませんので、ご退席いただき、審議させていただきますので宜しく申し上げます。

また、議案に関係する機関として愛知県農地中間管理機構と市農業振興課の担当職員に同席を求めましたので入室していただきます。

<酒井 正明 委員 退席>

<愛知県農地中間管理機構・市農業振興課職員 着席>

【熊澤議長】

議案第5号「農用地利用集積等促進計画案について」説明願います。

【加藤課長補佐】

提出議案の14ページをご覧ください。

議案第5号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積等促進計画案についてです。詳細は、15ページから38ページとなります。

農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農地中間管理機構が計画を定める場合には、関係する農業委員会の意見を聴取することとされています。これに基づき、愛知県農地中間管理機構から一宮市農業委員会に対して、権利の移転を受ける者が、①農地の全てを効率的に利用すること、②農作業に常時従事すること等の観点で、農業委員会としてのご意見を伺いたいということでございます。

整理番号1につきましては、15ページから28ページの208筆につきまして、個人経営を法人経営に切り替えたことに伴う受け手の変更です。なお、受け手であるこの法人はすでに認定農業者として認定を受けております。

整理番号2から整理番号5につきましては、愛知県農地中間管理機構よりご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

【愛知県農地中間管理機構 佐合農地第三課長】

続きまして、整理番号2から整理番号5の案件について、愛知県農地中間管理機構よりご説明させていただきます。

令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、農用地利用集積計画による利用権設定が廃止され、農地中間管理機構による賃借権設定及び使用貸借権設定が、農用地利用配分計画から農用地利用促進等計画に変更されました。

そのため、令和7年3月末日までの2年間は、経過措置として、市町村による農用地利用促進計画と農地中間管理機構による農用地利用配分計画の2つの制度が存在し、極めて複雑な状況となっております。

今回の4件の案件につきましては、いずれも軽微な案件に該当し、新たな進め方である農地中間管理機構による農用地利用促進等計画に該当する案件です。

この農用地利用促進等計画では、本来であれば農業委員会の意見が必要な案件でございますが、当方が法解釈を誤認していたため、農業委員会の意見がないまま愛知県に許可申請を行い、県による許可・公告まで進んだものです。この度、県においてこれらの手続きを精査をしたところ、農業委員会の意見書の添付がないことが判明し、ご指摘をいただきました。県からは、いずれの案件

も、権利設定を受ける者は法律の要件に適合すると判断しており、認可そのものは有効であるが手続き上の瑕疵があるため、事後とはなりますが、法律に基づき農業委員会の意見書をいただくよう指導を受けております。この点につきましては、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げる次第であります。今後は、こうしたことのないよう努めてまいります。

それでは、29ページの整理番号2から38ページの整理番号5までの案件につきまして、具体的な内容を簡単に説明させていただきます。整理番号2及び整理番号4につきましては、後継者への経営移譲によるもので、利用権の設定を受ける者を親から子へ変更するものです。整理番号3及び整理番号5につきましては、担い手同士が作業効率を上げるため、相互の合意の下、受託する農地の利用権について移転をするものです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等がございますか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決・決定することといたします。

<酒井 正明 委員 自席に戻る>

<愛知県農地中間管理機構・市農業振興課職員 退席>

次に、日程第4「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第3号「許可取消し（4条）報告について」
- ・報告第4号「現況証明報告について」

・報告第5号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【加藤課長補佐】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページの3件です。3ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、4ページから7ページの所有権移転13件、賃借権設定3件、使用貸借権設定1件です。8ページをご覧ください。報告第3号は、許可取消し（4条）報告についてです。

今月の報告は、9ページの1件です。10ページをご覧ください。報告第4号は、現況証明報告です。今月の報告は、11ページの2件です。12ページをご覧ください。報告第5号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、13ページから14ページの9件です。

以上、報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げました。よろしく願います。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第5号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第5号までご承認いただいたものといたします。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、第6回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書3冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

(午後2時45分)

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 酒井 敏夫

署名者 岩田 良彦